第二次「国と地方の協議」（平成２４年秋） 新たな規制の特例措置 優先提案一覧

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	国と地方の協議［書面協議］ 担当省庁の見解 ［A-1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2：全国展開で実施 B：条件を提示して実施 C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能 E：対応しない F：各省が今後検討 Z：指定自治体が検討］							国と地方の協議［書面協議］ 指定自治体の回答 ［a：了解 b：条件付き了解 c：受け入れられない d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの Ⅱ：提案者の取組を実現するため方策の方向性について合意至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの Ⅲ：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの Ⅳ：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの］	
							担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理Ⅰ～Ⅳ
地域01	札幌コンテンツ特区	◆行政書士法の特例（外国からの撮影クルーの査証取得申請、撮影許可申請手続等の代行資格の緩和）	478	映像撮影に関する特定の許可等申請について、リエゾンオフィサーに業としてそれらの代理を行うことを認める。 ※対象は「道路使用許可」、「道路占用許可」、「河川占用及び工作物設置許可」、「港湾使用許可」、「火薬類使用許可」、「火薬類運搬証明書」、「国有財産使用許可」、「道有財産使用許可」、「市有財産使用許可」、「国立公園使用許可」、「国定公園使用許可」、「道立自然公園使用許可」であってロケ撮影に関するもの。	映像撮影に係る許可等申請書の作成は、現状、ロケーションコーディネーターが自ら申請主体となって行っているところ。本特例が措置されれば、総合的な撮影現場の監督者であって当市の認定を受けた者（リエゾンオフィサー）が業として映像撮影に係る許可等申請書の作成代理を行うことができるようになり、リエゾンオフィサーの業務におけるリスクが軽減される。 春協議における総務省及び内閣府からの指摘を受け、北海道行政書士会と協議を行った結果、「本件について、日本行政書士会連合会の見解をもって北海道行政書士会の見解とすると共に、制度所管の総務省の決定事項に従う立場である。」との回答であった。従って、札幌市から提案している行政書士法の特例について、制度論の観点から問題があるのかどうかご回答いただきたい。制度論上問題がないのであれば、特例措置をご検討いただきたい。 なお、春協議における総務省の「行政書士の業務は官公署に提出する書類の作成や権利義務に関する書類の作成など、依頼者の権利義務に深く関係することから、国家資格として業務独占になっているところであり、一定の研修を受けた者が国家資格である行政書士と同様の業務を行うことを認めるべきではない」とのご意見については、当市から①映像撮影に係る許可申請書の作成は映像撮影に精通した者でなければ対応できないこと②そのため現状でも行政書士が手掛けていないこと③映像撮影に係る許可申請について、行政書士法の目的である行政に関する手続の円滑な実施を担保するために必要なリエゾンオフィサーの研修内容の案等を挙げて説明しているところであり、当市からの説明に対して明確にご回答いただければと考える。	1回目	総務省自治行政局行政課	行政書士法第1条の2、第19条第1項	E	－	－	総合特別区域法は経済的な規制の緩和等により国民経済の発展等を目的としているのに対して、行政書士法は業務独占を設けることにより行政手続等が適切かつ円滑に行われることを目的としている点で、おのずから異なっている。 提案者は、映像撮影に係る時間の短縮化等を実現し、ロケ撮影をより多く誘致したいとして、経済的な観点から行政書士法に定める業務独占の特例を求めているが、行政書士の業務独占は経済的な観点から設けられたものではなく、無資格者による不適正な業務を規制するために設けられたものであるから、その担保が図られない限り、これを認めるべきではない。 これに対して、提案者は一定の研修受講を義務づけることとしているが、行政書士の資格は行政書士試験に合格した者や弁護士等の資格を有する者若しくは公務員として行政事務を一定年数以上担当した者等にのみ与えられるのであり、ある特定の許可申請書の作成を行ったことがあるという経験やそれに関する研修を受講したという事実のみをもって、同列に扱いうるものではない。 さらに、仮にこうした特例を認めるとすると、同様に地域経済の活性化を図ることを理由に他地域・他分野においても業務独占の特例を設けることとなりかねず、行政書士法のそもそもの目的を没却するおそれがある。 なお、行政書士法の特例の検討に際しては、行政書士法に基づき設立されている日本行政書士会連合会とも十分調整を図る必要があるが、同連合会は、一定の研修を行うことのみで、行政書士資格を持たない者が行政書士業務を行うことができるとすることは、 (1)業務の適正が担保できず、国民の権利利益を擁護できないこと、 (2)許認可等の多様な態様を考えると部分的な緩和は社会的混乱を招来し、行政書士制度の根幹を揺るがしかねないこと、 から、反対の意向を示している。 以上から、提案者が求める行政書士法の特例については、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする行政書士制度の趣旨に鑑み、これを認めるべきではない。		a	本提案内容については、10月24日付で書面にて、北海道行政書士会から本市に対して反対の意向が伝えられ、その後、貴省との11月6日の事務レベル協議により、日本行政書士会連合会の理解も得られるものではない旨の確認を行い、措置が困難であることを理解いたしました。本件につきましては、協議を終了させていただきたいと考えます。	○ 11／6 実施	指定地方公共団体が了解したため、協議終了	Ⅳ
						2回目												
地域01	札幌コンテンツ特区	◆道路運送車両法の特例（撮影用車両など保安検査を前提としない未登録車両の自動車臨時運行許可の緩和）	489	［提案事項］ ①　交通規制をかけない一般道で臨時運行許可を得て新型未発表車のＣＭ等の撮影を行う際に、貸与される仮ナンバーに代え、撮影側が用意した新車のイメージを損なわないデザイン性の高い板を使用できるよう措置していただきたい。 ②　撮影現場までの移動時間等の撮影の特殊性を考慮し、臨時運行許可の期間等について柔軟に対応していただきたい。 ［事前確認の結果］ 平成１８年７月１１日付、国自管第４０号・国自技第７５号「劇用車の運行に係る道路運行車両法上の取扱いについて」（通達）について、以下の点を国土交通省に確認したところ。 ①ロケ現場における劇用車両の取扱いについて ・ロケ現場の道路使用許可をとり、かつ交通規制をかける場合 　保安基準に適合している必要はなく、臨時運行許可をとる必要もない。 ・ロケ現場の道路使用許可をとっているが、交通規制はかけない場合 　保安基準に適合している必要があり、臨時運行許可をとる必要がある。 ②臨時運行許可を取得する場合の保安基準の適合性の判断について 　臨時運行許可の性質上、車検を受けている必要はなく、車両を運行の用に供する者の責任において保安基準の適合性を判断するものである。また臨時運行許可の審査において保安基準の適合性に関する審査はない。	ロケの現場における臨時運行許可については、交通規制の可否によって制度上の扱いが変わってしまい、新車のＣＭ撮影等で交通規制をかけることが認められなかった場合では、ロケ現場においても車両の前後に仮ナンバーを付さなければならないと解され、デザイン上支障が生じる。 また、車検等に係る臨時運行許可と異なり、ロケ撮影においては撮影現場までの移動時間や撮影に係る日数を考慮すると５日以上の日数を要することがあり、臨時運行許可の期間については柔軟に対応していただく必要がある。	1回目	国土交通省自動車局自動車情報課	道路運送車両法　第34条、35条、36条	F	－	指定自治体からの回答を受け速やかに検討	9月26日（水）に実施された実務者レベル打合せの結果、車両を使用しての詳細な撮影方法等を自治体側が確認し回答することとなっており、当該回答を踏まえ、自治体の提案事項について検討する。		a	9月26日に宿題とされた事項について10月22日に資料をお送りした後、詳細については事務的にやりとりをさせていただいているところです。当該資料や打ち合わせを踏まえ、規制の特例を措置する必要の有無についてご検討いただきたいと考えます。		指定地方公共団体は、国土交通省から要求された事項に迅速に回答すること。国土交通省は、指定地方公共団体からの回答を踏まえ、早期に結論を出すこと。	Ⅱ
						2回目			Z	－	－	１０月２２日に提案自治体から提出された資料において、一見して保安基準に適合していないと思われる撮影車両が見受けられたため、１１月６日に２度目の実務者レベル打合せを行った際、保安基準に適合しない車両を運行の用に供することはできない旨説明しているところ。 今後の進め方としては、道路交通の安全確保を図った上で、保安基準に適合した撮影車両を使用しての詳細な撮影方法について自治体において再度検討して頂くこととなっており、当該検討結果を踏まえた上で、提案事項の具体的な対応策等について改めて検討させて頂きたい。		d	本提案は、車両に対する円滑な撮影の実現を目指すものであり、提案内容に加え、道路使用に関する許可等総合的に検討を行う必要があることから、春以降必要に応じて、改めて協議をお願いいたします。		指定地方公共団体が検討事項を持ち帰ったため、一度協議終了。指定地方公共団体は、道路を使用した映像撮影の方法について総合的に整理をし、必要に応じて春以降に協議を再開すること。	Ⅳ